
令和7年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 6 号 須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 須恵町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 権利の放棄について
- 日程第 9 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第11号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第12号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第14号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第15号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第16 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第23号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第24号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第25号 令和7年度須恵町一般会計予算の提出について

日程第 2 5	議案第 2 6 号	令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 2 7	議案第 2 8 号	令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 7 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
日程第 2 9	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会期の決定について	
日程第 2	会議録署名議員の指名について	
日程第 3	町長諸報告	
日程第 4	議会報告	
日程第 5	議案第 6 号	須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について
日程第 6	議案第 7 号	須恵町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 8 号	須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 9 号	権利の放棄について
日程第 9	議案第 1 0 号	町道路線の認定について
日程第 1 0	議案第 1 1 号	令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 1 1	議案第 1 2 号	令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 2	議案第 1 3 号	令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 1 4 号	令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 4	議案第 1 5 号	令和 6 年度須恵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 1 6 号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 1 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 1 9 号	須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 2 0 号	須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 2 1 号	須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	議案第 2 2 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 7 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第 2 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健

福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

寒い冬も大体過ぎ去ろうとして、暖かい日が続きますけども、まだいつ寒くなるか分かりませんけども、この定例会は日にちを要しますので、その開会中には体調を崩さないように審議いただきますよう、切にお願いいたします。

それでは、開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和7年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。

令和7年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月20日、木曜、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は24件、諮問1件です。また、町長諸報告が10件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会14件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委員会6件で、文教厚生委員会付託の議案第18号については、両常任委員会の協議により、総務建設産業委員会も審査に参加する連合審査会としております。

なお、議案第25号から議案第29号までの令和7年度各会計の予算の提出については、関連議案のため一括議題といたします。

議案第16号の外部規約の変更及び諮問第1号については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日3月3日から3月21日までの19日間としております。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。4日は、午前9時から工事施工案件の説明及び予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会。10日、午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。11日、午前9時から工事施工案件の説明後、各常任委員会。12日、13日、17日及び18日は、午前10時から予算審査特別委員会を開催いたします。21日、最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月21日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月21日までの19日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

3月定例会を招集いたしましたところ、議員全員参加で本日を迎えられましたこと、感謝申し上げます。

それでは、長くなりますけども、町長諸報告をさせていただきます。

令和7年度一般会計当初予算について

まず初めに、令和7年度一般会計当初予算についてでございます。

令和7年度一般会計の歳入歳出当初予算の総額は136億9,000万円で、対前年度当初予算に比較いたしますと、7億9,000万円の増額、伸び率はプラス6.1%で、130億円を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は17.6%の増、法人町民税は増減がなく、固定資産税につきましては8.4%の増となっております。町税全体といたしましては、9.8%の増で、3億3,040万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和7年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和6年度比1.6%増の見込みとして計上されております。本町への交付額は23億2,100万円ほど見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、児童手当国庫負担金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、公立学校施設整備費国庫負担金などの増により、48.9%の増、25億1,003万円、都道府県支出金につきましては、障害者自立支援関係県負担金、施設型給付費等県補助金などの増などによりまして、2.2%の増、10億7,000万円程度と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、須恵第二小学校校舎増改築事業債や緊急防災・減災事業債、多目的グラウンド照明改修事業債、道路改良事業などの財源として、５億２００万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金からの繰入金７億８,０００万円に対応しております。

次に、歳出予算でございますが、まず人件費でございます。先に特別会計を含む全職員数の状況を報告いたしますと、令和６年度末での退職者が３名、新規採用職員は６名の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員４名、任期付職員１名を含めて１７３人の予定となります。

一般会計におきましては、平均年齢は４０歳、平均給料月額が７,６４５円上がっております。

人件費につきましては、人事院勧告に伴い、９,４００万円、６.２％の増でございます。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、児童手当や障害者支援費・自立支援給付費、保育実施負担金及び委託料の増などにより、１８.２％の増。

物件費は、自治体クラウド提供業務委託料や高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料、ＩＣＴ環境整備備品購入費などの増により、１３.１％の増。

補助費は、定額減税補足給付金や保育所等整備費補助金などにより、１２.７％の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、須恵中学校校舎体育館空調整備工事や第二小学校校舎増改築工事など、国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

以上、令和７年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は、義務的経費の増加や物価高騰などにより、財政需要は今後も増加し、厳しい状況は続く見込みでございますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努めてまいりますので、どうか議員各位皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和７年度国民健康保険特別会計当初予算について

続きまして、国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は２８億９,２００万円、前年度と比較いたしまして２.８％、金額で８,２００万円の減額となっております。

須恵町の国民健康保険の被保険者数は、国による被用者保険の適用拡大施策、少子化、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等により減少傾向が加速し、被保険者数は令和７年１月末現在

で4,733人で、令和元年度と比較いたしますと約1,100人減少しており、この影響を反映した予算編成を行っております。

歳出でございます。まず保険給付費ですが、被保険者数の減少により、対前年度比4,020万円減額して21億3,339万円といたしております。

次に、医療給付費等の見込みで県から示されます国民健康保険事業費納付金は、対前年度比4,625万円減の6億9,190万円を予算計上いたしております。保険給付費の実績と、被保険者数及び保険給付費の推計により、県から示された額でございます。

歳入におきましては、国民健康保険税は、被保険者の減少に伴い、対前年度比2,055万円の減額となりました。保険給付費に必要な県が市町村に支払う保険給付費等交付金も、対前年度比3,751万円減の21億8,254万円を計上いたしております。

今後も被保険者の皆様の健康保持増進のため、関係機関との連携強化を図り、生活習慣病予防や重症化予防のための効果的な保健事業を実施し、医療費適正化と国民健康保険事業の安定運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計当初予算について

次に、令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計当初予算についてでございます。

令和7年度水道事業会計予算について。

まず、収益的収支でございます。

収入額は6億8,006万8,000円で、対前年度比0.6%、金額にして436万1,000円の増です。

支出額は6億2,142万3,000円で、前年度比1.6%、金額にして984万1,000円の減でございます。

令和7年度の当期純利益は3,499万8,000円を見込んでおります。

次に、資本的収支です。

収入額は2,915万5,000円で、対前年度比88.1%、金額にして1,365万5,000円の増です。

支出額は2億8,629万円で、対前年度比27%、金額にして6,081万1,000円の増です。

今後も安全な水を安定して供給するため、引き続き、浄水施設の適切な維持修繕と配水管の更新工事を計画的かつ効率的に行ってまいります。これにより、水道水の適正な水質と水量の確保、さらに水圧の安定を図ります。

また、中長期的な視野を持ちながら、持続可能な水道事業の経営に努めてまいります。

続きまして、令和7年度下水道事業会計予算についてでございます。

まず、収益的収支です。

収入額は9億3,001万9,000円で、対前年度比24.2%、金額にして2億9,540万5,000円の減です。

支出額は7億9,411万6,000円で、対前年度比1.9%、金額にして1,568万9,000円の減です。

令和7年度の当期純利益は1億171万3,142円を見込んでおります。

次に、資本的収支です。

収入額は6億9,627万5,000円で、前年度比26.9%、金額にして1億3,374万4,000円の増となっております。

支出額は9億6,511万2,000円で、対前年度比17.4%、金額にして1億4,274万9,000円の増です。

公共下水道の整備につきましては、引き続き、計画区域内の未普及地域を早期に解消するために、国の補助金を最大限に活用して污水管渠の整備を推進します。これにより、供用開始区域の拡大を図るとともに水洗化普及啓発に努めてまいります。

また、企業会計に移行して初めての決算を迎えますが、総合的に経営状況を把握し、分析を行った上、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

令和7年度の主要な施策について

次に、令和7年度の主要な施策について御報告申し上げます。

安心安全のまちづくりについてでございます。

近年の犯罪の多様化、特殊化により、地域社会における安全の確保はますます重要な課題となっており、本町においてもその対策を強化する必要があると考えております。

安心安全のまちづくりに向けた施策として、町内の公共施設に防犯カメラの整備を進める計画でございます。

防犯カメラを設置することにより、犯罪防止あるいは犯罪抑止効果が期待されます。公共施設は多くの住民が利用する場所であり、そこに防犯カメラを設置することで、犯罪の発生を未然に防ぐことができると考えております。

特に、子どもや高齢者が利用する施設では、治安維持に寄与する重要なツールとなります。

設置場所については、町内の主要な公共施設を中心に選定し、住民の皆様が安心して利用できる環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、行政区・組合等への支援についてでございます。

近年、私たちの生活環境は様々な変化に直面しており、その中でも特に物価高騰が大きな影響

を及ぼしております。特に電気代の高騰は、家庭や事業所だけでなく、行政区・組合の運営にも深刻な影響を与えていることは御承知のとおりでございます。

また、組合への加入者が減少している現状も見逃せません。加入者の減少は、組合の活動資金を支えるための費用負担を増加させる要因となっており、これにより行政区・組合の運営が厳しくなっている状況でございます。このような背景を踏まえ、須恵町といたしましては、行政区・組合への支援策を講じる必要があると考えております。

具体的には、町内の防犯灯のLED化を進める計画でございます。この事業は令和7年度に限り、須恵町が100%負担で実施し、これにより防犯灯の電気代を大幅に削減する効果を期待します。

LED化は省エネルギーであり、長寿命であるため、今後の維持管理コストも軽減される見込みです。これにより、少しでも自治会の財政的負担を軽減し、地域の安全を確保する一助となることを目指しております。

さらに、この事業に係る経費につきましては、国庫補助の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する予定でございます。この補助金を活用することで、町の財政負担を軽減しつつ、行政区・組合への支援を強化することが可能となります。

また、町内の防犯灯の設置状況を把握するために、設置数や設置箇所などの調査を行う予定としております。この調査によって、現在の防犯灯の状況を正確に把握し、今後の政策に役立てていきたいと考えております。

次に、育児休業退園制度の廃止についてでございます。

本町における重要課題であった待機児童問題につきましては、令和6年度の国基準における待機児童がゼロとなり、令和7年度も引き続きゼロになる見込みでございます。

これまで、待機児童対策の一環として、育児休業中の家庭の3歳児未満の子どもに対し、保育の必要が認められない場合は退園していただく育児休業退園制度を取ってきましたが、待機児童問題がある程度落ち着きを見せたことを鑑み、令和7年4月から同制度の運用を廃止し、これまで3歳児以上児のみ認めていた継続利用を、全年齢児において、保護者が希望する場合には、取得する育児休業の期間まで、1日8時間を限定とした短時間保育の継続利用を可能といたします。

これにより、待機児童が一時的に増える可能性があります。しかし、本町には、他の自治体にはない、届出保育施設に通園する子どもへの支援である待機児童支援制度がありますので、この制度の活用を継続して進めていくとともに、次に申し述べる私立園の増改築により保育枠の確保を行なってまいります。

世帯の核家族化が進み、子育て世代の不安感や負担感を感じる人が多いと言われる現在の子育てにおいて、育休退園制度の廃止が負担軽減の一助になればと考えております。

次に、れいんぼ一幼稚園の増改築についてでございます。

先ほども述べましたように、おかげさまで、本町において待機児童問題は落ち着きを見せてきております。しかし、3歳から5歳の以上児の保育枠は若干の余裕がある一方、ゼロ歳から2歳の未満児のそれは4月の時点で定員に達しているため、未満児の年度途中における入所は大変厳しいものとなっております。

このような状況下にあって、令和5年1月に政府から異次元の少子化対策の一環として発表された「こども誰でも通園制度」が、令和8年度から全国で実施となっております。

この制度は未満児を対象としたもので、このために通常の保育の枠とは別に新たな保育枠の用意をしなければならないのですが、現状、本町の保育施設にその余裕はなく、実施が危ぶまれます。

この状況を憂慮して、令和4年度より委託をしている、れいんぼ一幼稚園を運営する豊和福祉会より、国の就学前教育・保育施設整備交付金を利用して園舎を増改築することにより、1・2歳児の定員増加、こども誰でも通園制度のための利用者受入れをしたいとの申出がありました。

本町といたしましては、この増改築を後押しすることにより、未満児の保育枠の確保と、こども誰でも通園制度を実施することが可能となるため、令和7年度の重要施策の一つとして位置づけたいと考えております。何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、ファミリーサポートセンターの設置についてでございます。

共働き世帯やひとり親世帯の増加により、子育て支援のニーズは高まる一方です。そうした状況を踏まえ、町として地域ぐるみで子育てを支援する仕組みを整えるため、令和7年度より新たにファミリーサポートセンターを設置することといたしました。

ファミリーサポートセンターは、子育ての支援を受けたい方と、支援が可能な方をマッチングし、保育園や学校への送迎、保護者の仕事や急用の際の一時預かりなどの支援を有償で行うものです。

センターの運営につきましては、公益社団法人シルバー人材センターに委託し、支援を提供する会員につきましては、高齢者に限定することなく幅広く募集していただく予定としております。

地域が子どもの心のふるさととなり、地域住民が子育てを助け合えるよう、子育ての環境づくりを進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税につきましては、毎年、全国から多くの企業、個人の皆様から応援していただいているところでございます。

個人版ふるさと納税につきましては、地域の魅力を発信し、町の発展に寄与するための重要な財源となっております。須恵町の特産品や文化を通じて地域への愛着をさらに深めていただくた

めに、返礼品の開拓、支援を行ってまいります。また、関東圏や関西圏へのPR事業を展開し、多くの方々に須恵町の魅力を広く周知する機会を創出してまいります。

企業版ふるさと納税については、企業が地域に貢献するための手段として位置づけられており、地域の活性化や新たな事業創出に活用され、須恵町全体の発展に寄与するものと考えられております。

今後も、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税を通じて得られる資金を有効に活用し、「水と緑と光のまち」須恵町のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

地域住民や企業との連携を強化しながら、持続可能なまちづくりを進めていく所存でございますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、地域交通体系の維持についてでございます。

須恵町では、民間事業者が運行する鉄道、路線バスのほか、7路線のコミュニティバスが運行しており、町民生活の足となっております。今後の町の姿を考えるに当たり、高齢化の進行や運転免許証自主返納者の増加、人口増による多種多様な住民ニーズ増加など、地域公共交通を取り巻く課題は増加傾向にあります。

そこで、限られた財源の中で現在の地域公共交通の利便性や効率性の向上を図るとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通の再構築のため、地域公共交通計画を令和6年3月に策定し、地域公共交通の事業を進めております。

計画の基本的な方針に沿って須恵町の公共交通の目指す目標の一つ、公共交通の改善による交流・お出かけの活発化に向けて、コミュニティバスの利用状況や利用者ニーズ、課題を踏まえたバスルートの再編に向けて必要な基礎資料の収集分析を行っておりますが、昨年度、西日本鉄道株式会社から町に、西日本鉄道空港循環線の一部区間廃止の申入れがありましたことにより、さらに今後は民間事業者が運行する路線バスの動向を踏まえた公共交通維持が重要となってまいります。町民の皆様の移動手段の確保を中心に考えて、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、立地適正化計画の策定についてでございます。

令和7年度より3か年で立地適正化計画の策定を行い、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくり、地域交通の再編との連携により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めてまいります。

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の連携により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランでございます。

都市における今後のまちづくりは、人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市運営を可能とすることが大きな課題となっております。

令和7年度に現状及び将来の見通しにおける都市構造分析、令和8年度に策定委員会を発足し、目指すべき都市の骨格構造や誘導方針の検討、令和9年度に各種事業の検討、数値目標、評価手法の検討を行い、立地適正化計画を完成させ、この地域に住んでよかったと思えるまちづくりを目指してまいります。

次に、ふれあい公園の整備についてでございます。

ふれあい公園について、令和2年度、コロナ禍による財政悪化のため、事業を中断しておりましたが、令和7年度当初に実施設計業務委託費を計上し、事業に着手してまいります。

なお、工事につきましては、地元や隣接する大型開発との調整を図りながら、できるだけ早い時期の完成を目指してまいります。

次に、地球温暖化対策推進事業についてでございます。

電気やガスの使用量削減、省エネ家電の購入、環境に配慮したエコアクションに対して、交通系ICカード（はやかけん・nimoca・SUGOCA）のポイントをインセンティブとして付与する、福岡市地球温暖化対策市民協議会が取り組んでいる事業に本町も令和7年度から参加し、須恵町内の地球温暖化対策の推進を図ってまいります。

次に、母子保健の新規事業についてでございます。

母子保健の新たな事業として、おたふくかぜワクチンの費用助成を計画しています。助成金額は、1人1回助成の3,000円です。

対象者は、1歳以上から就学前までの幼児で、全国どこの病院でも接種ができるよう償還払いでの助成を考えております。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種化についてでございます。

国の方針により、带状疱疹ワクチンは、令和7年4月から予防接種法に基づく定期接種として開始されます。対象者は、年度内に65歳を迎える方、60歳から64歳で免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある方となっております。

また、令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、65歳以上100歳まで、5歳刻みの節目年齢にある方も対象となります。

令和6年1月より開始した須恵町独自の带状疱疹ワクチン接種費用助成事業は、50歳以上の方が希望するタイミングで接種できるよう、令和7年度からも事業内容を変更することなく継続してまいります。

予防接種事業については、今後も医療機関と協力しながら、町民が安心して暮らせる、この事業を進めてまいります。

施策の中の最後になりますが、小中学校施設の整備についてでございます。

体育館の空調については、避難所としての利用や町の中心である須恵中学校への設置を検討い

たします。

なお、ほかの学校につきましても、令和8年度以降、計画的に設置を検討しており、第一小学校につきましては、令和7年度に設計業務委託を行います。

第二小学校増改築工事につきましては、宅地開発による児童数増加を見込み、普通教室6教室分を増築いたします。現在の木心館を増築するもので、木造の2階建ての設計といたしております。

令和5年度からの継続事業として第一小学校長寿命化工事を実施します。令和6年度は下水道接続工事のため実施しておりませんが、令和7年度からは再開いたします。第一小学校につきましては、今後5年間をかけ長寿命化に係る工事を実施してまいります。

以上が令和7年度の主要な施策についてでございます。

行政機構改革の検討について

次に、行政機構改革の検討についてでございます。

近年、社会情勢は急速に変化し、須恵町を取り巻く課題も多様化、複雑化してきております。

財政基盤の強化、公共施設の維持管理、高齢者による社会保障費の増大、子ども・子育て支援、住民参加の促進など、様々な課題に対応するため、行政組織の効率化、スリム化、そして活性化が必要となっています。

令和7年度は、現在の行政機構を見直し、より効果的な組織体制を構築するため検討に入っております。

具体的には、業種の重複や無駄を排除し、職員が本来の業務に集中できる環境を整えることを目指します。また、デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、住民サービスの向上にもつなげていく所存です。これにより、職員一人一人が持つ能力を最大限に生かし、住民の皆様に対して、よりよいサービスを提供できるよう進めてまいりたいと思います。

また、行財政機構改革に合わせまして、公共施設の有効利用についても検討いたしてまいります。

現在、複数の公共施設がございますが、老朽化や維持管理に関する課題も抱えておりますので、令和7年度に公共施設の利用状況を精査し、必要に応じて統廃合やリノベーションを検討することといたします。

具体的な例を一つ挙げますと、今回はあおば会館及び地域活性化センターの有効利用について進めたいと思います。

検討結果がまとまりましたら、改めて議会のほうに御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

特別職報酬等審議会の答申について

次に、特別職報酬等審議会の答申についてでございます。

去年の１２月に人事院より、２０２４年度の国家公務員の給与改定について、月例給を平均２．７６％引き上げるよう勧告がありました。

これを受け、本町の特別職（町長、副町長、教育長）の給与について、平成１１年度の改定以来、一度も改定が行われていない現状を踏まえて、特別職の給与を見直すことについて、町民の皆様にご理解いただけるのかを検討する必要があるございましたので、１月２９日に特別職報酬等審議会に諮問をさせていただきました。

審議会におきまして、慎重な審議を重ねていただいた結果、「給与改定は妥当」との御判断を頂きました。具体的には、近隣市町の状況や物価高騰などの社会情勢、人事院勧告などを考慮し、１．１％の引上げが適当であるとの答申を頂きました。

答申の内容は、私も妥当であると考えております。しかしながら、現在の社会情勢、特に物価高騰による町民生活への影響や、町民感情を考慮いたしますと、このタイミングで特別職の給与を改定することには、慎重な判断が必要であると考えております。

つきましては、今回は「給与の引上げは妥当である。適当である」との答申を頂きましたが、誠に恐縮ではございますが、特別職の給与改定は御辞退、見送りさせていただくことといたしました。

この判断は、町民の皆様の理解を得るために必要な措置であると考えております。

今後も町民の皆様の声に耳を傾け、透明性のある運営を心がけてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

高校生世代までの子ども医療費助成拡充について

次に、高校生世代までの子ども医療費助成拡充についてでございます。

安心して子どもを産み育てることができ、将来に明るい希望を持てるまちづくりは、町長就任以来、最重要課題として取り組んでまいりました。

子ども医療費助成制度は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ることを目的とした制度でございます。

子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、令和６年４月から助成内容を大幅に拡充して実施しているところでございますが、さらに幅広く子育て世代を支援するため、現在、中学校３年生までとしている医療費助成の対象を、令和８年４月から高校生世代まで拡充することといたします。

福岡市のベッドタウンとして、行政、経済、生活圏ともに密接なつながりを持つ糟屋地区は、福岡市を含めた相互の転入転出が特に活発な地域であります。福岡市が令和６年１月から、対象

者を高校生世代まで拡充したことを受け、福岡市に近隣する市町においても同様に拡充する動きが始まっております。

福岡都市圏を構成し、福岡県地域医療構想においても粕屋保健医療圏を構成する糟屋地区の市町においては、同一の制度で運用されることが、保健医療サービスが効率的に提供される上で望ましい形でございます。

本町におきましても、電算システムを共同調達しております近隣町と時期を合わせて制度を拡充し、住民の福祉の向上に努めてまいります。

本年中、しかるべき時期に条例改正案を提案させていただきますので、議員各位に御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

税公金セルフ収納機の設置について

次に、税公金セルフ収納機の設置についてでございます。

令和7年4月1日から税公金セルフ収納機を会計課前に設置し、運用を開始いたします。この収納機は、西日本シティ銀行からの企業版ふるさと納税を活用し導入いたしました。

税公金セルフ収納機は、タッチパネルの操作により納付書を読み込ませると、納付書を読み取り、現金を入金することで、お釣りの返却、領収印の押印や切り離しを自動で行います。これにより、窓口職員を介さず、町民の方が自身で税金などを納めることができるようになります。使用できる納付書については、現在、窓口で取り扱っている全ての税金・使用料に対応を予定しております。

なお、3か月の移行期間終了後、6月末で西日本シティ銀行派出所窓口は閉鎖といたしますが、町民の方々には今までと変わらないお支払いをすることができます。

利用方法が分からない方は、会計課の職員が操作のお手伝いをさせていただきますので、安心して御利用いただきたいと思います。

今後も利用者の利便性向上と収納事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

ワンヘルス推進宣言について

次に、ワンヘルス推進宣言についてでございます。

福岡県では、平成28年度に北九州市で開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる福岡宣言が採択されました。

また、全国に先駆け、令和3年1月に福岡県ワンヘルス推進基本条例が施行され、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るための6つの課題について、取組の基本方針を定め、これを具体化するために、令和4年3月に福岡県ワンヘルス推進行動計画が策定されました。

須恵町においても、人と動物の健康と環境の健全性を守り、次世代に「水と緑と光の町」す

え」を継承していくため、須恵町ワンヘルス推進宣言を表明させていただきます。

それでは、内容を読み上げさせていただきます。

須恵町ワンヘルス推進宣言

須恵町では、『ともに思い ともに創り ともに生きる』を基本理念に、「水と緑と光の町」を将来像に掲げ、健康・文化を育みながら、豊かな自然の恩恵のもと、安全で快適に暮らせる安らぎにあふれたまちづくりを進めています。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする「人獣共通感染症」は、人口増加や森林開発などにより、地球温暖化や生態系の崩壊が進み、人と動物との関係性が変化したことから、野生動物が持つ病原体が様々な過程を経て、人間にも感染するようになったとされています。

この人獣共通感染症に対応するため、人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉える「ワンヘルス」の理念に基づく総合的な取り組みが求められています。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための基本方針や行動計画が策定されました。

これらのことを踏まえ、本町は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守り、次世代に継承していくため、次の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

- ・ 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取り組みに連携・協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進します。
- ・ 町民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行います。

令和7年3月3日

須恵町長 平松秀一

須恵町部活動地域移行の取組について

次に、須恵町部活動地域移行の取組についてでございます。

令和4年に須恵町部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、令和5年度から令和7年度までの3か年を推進期間として取り組みを進めます。

本年度は、陸上、剣道、太鼓の3つのモデル事業を、地域の方々の協力の下、実施し、検証を行っています。

地域移行の取組は、少子化による生徒の減少や加入率の低下により、存続ができない部活動が出現してきたことや、指導を行う教師の課題として経験のない部の指導や休日の指導が負担となっています。

本来教師が力を注ぐべき教材研究や授業の準備などの時間を確保することで、教師のワーク・ライフ・バランスを整え、よりよい授業を実践し、子どもの未来の実現につなげるためのもので

もあります。

そのため、須恵町の地域の力をお借りし、地域の子どもは地域で育てるという趣旨の下、学校の部活動を地域クラブとして、子どもたちにスポーツや文化に親しむことができる環境を整えようとするものでございます。

この取組は、多角的な視点で捉えると、地域づくり、まちづくりにつながるものです。

令和7年度はさらなるモデル事業を増やし検証を進め、また組織体制を整備し、令和8年度から休日部活動地域移行を目指し、取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上でございます。

たくさんの町長諸報告を頂きまして、一つ一つが重みのあるものだなと思って拝聴しておりました。町長も「くらくらする」と言っておられるぐらいですから、熱の籠った報告を伺った次第でございます。

たくさんの項目、ほとんど予算を伴うものも多いものでございますから、予算委員会の中でいろいろ審査で伺えるものだと思っておりますが、1点ですね、町長の特別職報酬審議会の答申について御発言なされた部分ですが、御辞退なされたということで理由は重々分かるものでございますが、大変残念に思っております。社会情勢に鑑みということではございましたが、町長も町民の一人でありまして、やはりこの物価高の影響を御自身の生活上も受けておられるんじゃないかと拝察すると、やはりこれは見送ったのは残念だなというふうに思っております。

質問でございますけど、このまま、じゃあ見送りっ放しというわけにも現実問題としてはいかないと考えております。審議会、再度開かれる予定はあるんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回見送りさせていただいた理由として米です、日本国民にとってやはり緊急性があるときっていうのはやっぱり米なんです。米がこれだけ倍以上に上がっている状況の中で、要するに物価が上がっているから、ほかの改定では2点何がしか上がっていると、それに合わせて便乗して町を預かる首長が、三役が答申でいいよと言われても、なかなか町民感情としてやっぱり頑張っている姿を見せんといかんのかなということを今回こうして申し上げております。

この特別職の報酬審議会につきましては、本来であれば毎年開かなければならない、開くべき

ものだと私は考えております。それが開かれていなかったと、その中で上がったたり下がったりしているわけですが、二十数年その議論の場所にも上がっていなかったということは、いかなものかということで、今回上げさせていただいたということで、将来的には報酬審議会のほうが毎年やるというのであれば上がってくる話であろうし、これは私が一応今回は総務課と打ち合わせしながら、ずっと上げていないからやるべきやろうということをやったんですけども、これからはやはりそのときの首長さんの考えで、社会情勢を鑑みながら、本当に良くなったよねと言うときには、もしかすると上げるときがあるでしょうし、今はちょっと上げるときじゃないということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 理由は承知いたしました。

それにしても、7年度も審議会開ける状況になれば開いて、またいろいろ検討していただきたいと思います。

思うに、平松町長、かなりストイックな方で今の御発言にもありますように、なかなか我慢の姿勢というのが、我慢のこの行財政の運営にも反映されていると思ひまして、頼もしい限りではございますが、あまり我慢が過ぎるのかと思っておりますので、そこはそれとしまして、どうぞよろしくお願いいたします。

質疑は以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。——これにて質疑を終結いたします。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず閉会中に、北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 皆さん、おはようございます。北筑昇華苑組合議会の議会報告を行います。

令和7年2月3日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第5、第1号議案令和6年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,338万5,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ4億495万4,000円とするもので、全員賛成で可決されました。

日程第6、第2号議案令和7年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を

それぞれ3億4,962万円と定めるもので、前年度予算費1,826万1,000円の増で、主な要因として、歳入では、葬祭場管理債の増、歳出では、葬祭場施設整備費の火葬炉設備等更新工事などによるもので、全員賛成で可決されました。

日程第7、第3号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、本組合監査委員のうち、組合議員のうちから選任した監査委員の任期が、令和6年度10月27日をもって満了したことに伴い、新たに監査委員の選任をするに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、組合議会の同意を求めるもので、西村勝氏が選任され、全員賛成で同意されました。

日程第8、第4号議案北筑昇華苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の一部を改正に対応するとともに、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するに当たり、地方自治法の規定により、組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和7年2月7日に行われました、令和7年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっています。

日程第3、組合長諸報告については、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されております。

令和5年11月から令和6年10月までの1年間に9,855キロリットルのし尿を処理し、各工程の処理機能も、おおむね支障のない状況で順調に稼働しておることですが、どの工程においても、機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修繕を行いながら、延命化に努めていくとのことでした。

今後については、汚泥再生処理センター整備事業で、志免町、宇美町を含めた形での建て替えを行うとの報告がっております。

次に、クリーンパークわかすぎの運営・管理につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しているとの報告です。

RDF施設では、令和5年11月から令和6年10月までの1年間に4万1,815トンの可燃ごみを処理し、約2万5,150トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したというこ

とであります。RDF施設も23年目となり、老朽化が進んでおりますが、点検・維持補修を繰り返しながら処理を行っているとのことです。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に2,780トンの不燃・資源ごみが処理されたとの報告がっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、造成工事が令和6年10月に完了し、現在は、次期ごみ処理施設整備に向けた設計協議を行っており、令和7年度より、ごみピットの建設工事に着手するとの報告がっております。

議案についてですが、5件上程されております。

議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成多数で可決しております。

議案第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合長及び副組合長の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成多数で可決しております。

議案第3号令和6年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,310万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,319万4,000円とするものです。

須恵町負担金につきましては3,660万9,000円の減額となっております。

歳出は、議会費で旅費の減額、一般管理費で旅費及び手数料を減額、し尿処理施設関係で需用費の燃料費や光熱水費の減額、ごみ処理施設関係で需用費の燃料費や光熱水費の減額、リサイクル施設関係で需用費の光熱水費や修繕料の減額及び工事請負費の増額、次期ごみ処理施設関係で委託料及び工事請負費の減額などが主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第4号令和7年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ39億4,366万2,000円で、前年度比7億2,166万7,000円の増で約22.4%の増額となっております。

須恵町の負担の分担金として5億4,284万円となっており、前年度比104万2,000円の減額で0.19%の減となっております。主な増額要因でございますが、次期ごみ処理施設整備事業において、建設工事費の増額や汚泥再生処理センター整備事業費が新たに計上されたことによります。全員賛成で可決しております。

議案第5号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。令和7年2月13日に行われました、令和7年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について、御報告いたします。

消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第1号粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整理を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、議案第2号粕屋南部消防組合議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員給与改正が平成26年より増額改正しているのに対して、議員及び特別職の報酬は平成18年以降改正しておらず、また、令和6年度人事院勧告では、職員給与が約30年ぶりとなる高水準のベースアップを行っていることに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、議案第3号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたため、本消防組合職員の給料月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、議案第4号令和6年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,204万6,000円とするもので、主なものは、分担金及び負担金の減で、全体で942万2,000円を減額、須恵町は139万8,334円の減となっており、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第5号令和6年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,165万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,285万3,000円とするもので、令和6年度末の決算見込みによる増額となっており、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第6号令和7年度粕屋南部消防組合一般会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億662万9,000円と定めるもので、分担金及び負担金は、全体で23億4,989万3,000円、須恵町は3億4,875万1,000円で、前年度に比べ1,607万4,000円の増となっており、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第7号令和7年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算

(案)については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,456万円と定めるもので、分担金及び負担金は全体で908万8,000円、須恵町は134万8,000円で、前年度と比べ165万円の減となっており、全員賛成で可決しました。

日程第11、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、令和7年3月31日を限り下田川清掃施設組合が解散することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するもので、全員賛成で可決しました。

日程第12、発議第1号粕屋南部消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理等を図るもので、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和6年、火災、救助、救急状況は、火災9件で前年比4件の増、救助17件、前年と同じで増減はありません。救急出動件数は1,457件で前年比128件の減となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただけますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年第1回(2月)粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長(松山 力弥) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議員(7番 川口 満浩) 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和7年2月26日、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号令和7年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,407万7,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ7万7,000円の減となっています。

増額の要因として、総務費の一般管理費で、人事院勧告により給与等のベースアップに係る費用、委託料で、日本政府がカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、二酸化炭素を削減・吸収するため、国が設けたJクレジットの制度に取り組むための費用、事業費で、作業道の維持管理に係る費用等でございます。減額の要因として、事業費で、林業整備事業委託料等によるものとなっており、全員賛成で可決しました。

議案第2号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、令和7年3月31日を限り下田川清掃施設組合が解

散することに伴い、議会の議決を求めるので、全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ここで休憩をいたします。再開を 11 時 15 分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入りますが、一括議題について、お諮りします。

議案第 25 号から議案第 29 号までの 5 議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題にすることに決定しました。

次に、議案第 16 号及び諮問第 1 号については、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第 5. 議案第 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 5、議案第 6 号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 6 号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、福岡県からの福岡県宿泊税を財源とし、本町における観光の振興を支援するため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

概要につきましては、この条例は、須恵町宿泊税交付金基金の積立て、管理運用益金の処理、繰替運用、処分、委任などを必要な事項を定めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第7号須恵町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第7号須恵町監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。内容につきましては、上位法である地方自治法の一部改正により条ずれが生じ、職員の賠償責任に関する規定の引用条項を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、民法第 166 条の規定に準ずる料金債権の放棄に関する規定を追加し、水道料金の延滞金に関する規定を遅延損害金に関する規定に改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、第 35 条の次に民法第 166 条の規定により、消滅事項が完成した水道料金債権について、これを放棄することができる規定を追加し、第 37 条の延滞金に関する規定を、遅延損害金に関する規定に改めるものです。

附則といたしまして、第 1 項施行期日でこの条例は公布の日から施行する。また、第 2 項適用区分でこの条例による改正後の第 35 条の 2 の規定は、この条例の施行期日以降に消滅事項が完成した料金に係る債権について適用するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 9 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 9 号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 号権利の放棄についてでございます。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、放棄する権利、水道料金債権。

2、債権額 1,804 万 6,196 円。

3、債権者数 1,374 人。

4、債権の概要、調定年度ごとの放棄の理由、債権者数、金額は、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田都市整備課長。

○都市整備課長（中牟田 健） 議案第10号町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙、町道路線を認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要が生じたので提案するものでございます。今回路線の認定は7路線でございます。

2ページをお願いいたします。

認定路線でございます。路線番号1、路線番号その他の町道719号、路線名中園8号線、起点上須恵字中園650番7地先から終点同じく648番7地先まで、延長88.2メートル、最大幅員10.4メートル、最小幅員6メートル、外6路線の認定について記載しております。これらは、民間開発の宅地分譲等において公衆用道路として寄附を受けた道路、筑紫野古賀線拡幅工事の取付道路、付け替え道路で、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

これらの路線図を3ページから9ページに添付しております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,041万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を137億2,380万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の追加変更は、第2表、地方債予算補正による。第3条で債務負担行為の追加変更は、第3表、債務負担行為補正による。第4条で繰越明許費の追加は、第4表、繰越明許費補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など決定額あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより6,500万円、2項固定資産税は7,500万円、3項軽自動車税は320万円の増額補正をしております。

9款1項地方特例交付金は、定額減税減収特例補填交付金などにより1,888万5,000円の増額補正。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億4,793万1,000円を増額補正しております。

12款1項負担金は、決算見込みにより減額補正。

14款1項国庫負担金は、施設型給付費等国庫負担金や児童手当等国庫負担金など決定額により増額補正。2項国庫補助金は、学校施設改善交付金などの決定額により増額補正です。

15款1項県負担金及び2項県補助金は、決定額により減額補正をしております。

17款1項寄附金は、主にふるさと応援寄附金の決算見込みにより2億8,605万円の減額補正。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金及び森林環境譲与税基金繰入金の減額補正をしてお

ります。

3 ページをお願いします。

20 款 3 項雑入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の減額などで 1,308 万 1,000 円の減額補正。

21 款 1 項町債は、契約額の決定などにより 3 億 2,817 万 7,000 円の増額補正です。

続いて、4 ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込みにより増減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2 款 1 項総務管理費 3 億 570 万 2,000 円の減額は、ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援寄附金積立金の減額のほか、各費目の決算見込みによる増減補正でございます。

3 款 1 項社会福祉費 8,743 万 8,000 円の減額は、低所得世帯支援給付金事業や国民健康保険特別会計繰出金などの減額補正。

3 款 2 項児童福祉費 7,621 万 9,000 円の減額は、児童手当や須恵みなみ幼稚園運営事業などの決算見込みによる減額補正です。

4 款 1 項保健衛生費 7,524 万 7,000 円の減額は、予防接種事業や母子保健事業などが減額補正です。

4 款 2 項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額などで 1 億 4 万 5,000 円の減額補正。

8 款 5 項下水道費 5,846 万 7,000 円の減額は、下水道事業会計繰出金の減額補正となります。

5 ページをお願いします。

10 款 2 項小学校費は、第一小学校の長寿命化改良工事請負費などで 4 億 6,175 万 7,000 円の増加補正です。

6 ページをお願いします。

第 2 表、地方債補正、追加が 1 件で起債の目的、須恵第一小学校長寿命化事業債、限度額 3 億 9,730 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更が 9 件で、全額限度額の変更です。起債の方法、利率、償還方法の変更はございません。

7 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正、1、追加が 2 件、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、令和 6 年度借入債償還分及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証で、期間、限度額は記載のとおりでございます。

次に、変更が1件です。住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借限度額を1,389万円から1,506万9,000円に変更するものです。期間に変更はありません。

8ページをお願いします。

第4表、繰越明許費補正、追加が4件で、合計5億409万2,000円を次年度へ繰越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を議長除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。

委員長に田ノ上真君、副委員長に稲永辰巳君であります。

日程第11. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第12号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第12号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8,374万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。歳入です。

1 款 1 項国民健康保険税 1, 2 5 5 万円の増額は、保険税収入の決算見込みによるものです。

4 款 1 項県補助金 9 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額によるものです。

5 款 1 項他会計繰入金 1, 2 1 1 万 7, 0 0 0 円の減額は、保険基盤安定繰入金等の減額によるものです。

7 款 1 項延滞金、加算金及び過料 5 0 万円の減額は、国保税滞納延滞金の収入済額による補正をしております。3 項雑入 1 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 2、議案第 1 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 1 3 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和 6 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3, 5 8 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2, 2 3 0 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしています。次の 2 ページをお願いいたします。歳入です。

主なものを申し上げます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1,090 万円の増額は、令和 7 年 1 月末の調定額及び収納率により算定しました、決算見込みによる補正です。

3 款 1 項他会計繰入金 808 万 4,000 円の減額は、基盤安定繰入金の確定によるものです。

4 款 1 項繰越金 3,105 万 9,000 円の増額は、前年度の保険料繰越金 2,093 万 2,050 円を含めた補正です。

5 款 4 項雑入 200 万円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

次に歳出です。3 ページをお願いいたします。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3,586 万 9,000 円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 13 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 13. 議案第 14 号

○議長（松山 力弥） 日程第 13、議案第 14 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 14 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和 6 年度水道事業会計補正予算（第 3 号）で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、令和 6 年度須恵町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算、第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款水道事業費、補正額 380 万円を減額し、補正後の額を 6 億 4,252 万 5,000 円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる委託料の減によるもので

す。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正額965万2,000円を減額し、補正後の額を584万8,000円とするものでございます。これは、下水道工事に伴う工事補償負担金の減によるものです。

支出、第1款資本的支出、補正額1,120万円を減額し、補正後の額を2億1,427万9,000円とするものでございます。これは、決算見込みによる工事請負費の減によるものです。

また、第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億843万1,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14．議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第15号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正額4,846万7,000円を減額し、補正後の額を11億

7,356万1,000円とするものでございます。これは、決算見込みによる他会計負担金及び他会計補助金の減によるものです。

支出、第1款下水道事業費、補正額1,362万2,000円を減額し、補正後の額を7億9,560万5,000円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる委託料及び修繕料の減によるものです。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正額7,782万8,000円を減額し、補正後の額を4億1,844万7,000円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる企業債借入金、他会計補助金の減及び国庫補助金の交付決定による減によるものです。

支出、第1款資本的支出、補正額6,082万8,000円を減額し、補正後の額を7億6,153万5,000円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる下水道管等移設補償費及び工事請負費の減によるものです。

また、第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,308万8,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第16号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第16号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由として、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

附則で、この規約は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。議案第16号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律が、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日等から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

本条例は、刑法等の一部改正に伴い、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に統一されるため、文言の整備を行うものでございます。

第1編は、第1条から第7条で、関係条例の一部改正を規定しております。内容はそれぞれの条例中に規定する懲役または禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。

第2編は、経過措置を規定しております。

第1章では、第8条で罰則の運用等に関する経過措置を。第9条で人の資格に関する経過措置のうち、刑に処せられた者についての規定を、それぞれ全ての条例に適用する通則として規定し

ております。

第2章では、第9条で規定した人の資格に関する経過措置のうち、刑に処せられた者以外の者、起訴された者等を資格要件とした一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正に伴う経過措置を第10条で規定しております。

附則で、この条例は令和7年6月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17、議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する、須恵町附属機関にワンヘルス推進協議会及び学校運営協議会を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 18. 議案第 19号

○議長（松山 力弥） 日程第 18、議案第 19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、情報通信技術の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に項ずれが生じたため、本条例及び須恵町税条例中の当該引用箇所を改正しております。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 19号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 19号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 19. 議案第 20号

○議長（松山 力弥） 日程第 19、議案第 20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提

出するものでございます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、育児のための時間外勤務の制限の対象者を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大し、介護離職防止のための意向確認及び環境整備に関する規定を追加するもので、併せて文言の修正及び追加を行っております。

附則第1条で、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、2条の規定は公布の日から施行するとしています。

附則第2条で、令和7年4月1日以降に、時間外勤務制限を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第21号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第21号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、本条例中の上位法引用箇所の改正及び文言の追加を行っております。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月25日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、関連する6つの条例を改正するものです。

改正の主な内容は、扶養手当について、配偶者に対する扶養手当6,500円を廃止し、子に対する扶養手当を1万円から1万3,000円引き上げること、通勤手当の上限額を最大11万円から15万円に引き上げること、管理監督職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、平日深夜午前0時からとしているところを午後10時からとすること、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当の支給を可能とすることなどで、併せて給料表の改正及び文言の修正を行うものです。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。また、給料表の改正に伴う号級の切替えと扶養手当の経過措置について定めております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで昼食休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部から議案の訂正の申出がっておりますので、発言を許可します。

権藤上下水道管理担当課長。自席で結構です。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 先ほど私が提案理由の説明をいたしました議案第9号権利の放棄について、修正箇所がございましたので、この場をお借りしまして、言葉の修正のお願いと謝罪をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

3、債権者数1,374人と書いておりますけれども、こちらの債権者が、申し訳ありません、債務者になります。

その下、4、債権の概要の表の一番上ですけれども、こちら真ん中の債権者数、こちらが債務者数の変更になります。

すみません。議案書の3ページをお願いいたします。

5、債権放棄の理由の欄で、一番上の本人死亡の冒頭部分で、債権者本人のところ、債務者本人に変更をお願いいたします。

その下、所在不明の冒頭文も、債権者の所在が債務者の所在に変更をお願いいたします。同じく、無資力の欄も債権者の資力が債務者に変更をいただき、そのまま右に行ってくださいまして、債権を履行する見込みのところも債務に変更をお願いいたします。

以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） ただいま申出があった議案第9号の訂正について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号について訂正いたします。

なお、差し替えは後日タブレットで行います。

日程第22．議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第23号須恵町地域防災施設設備条例の一部を改正する

条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第２３号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、須恵町地域防災施設に中部防災センターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第２３号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２３号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第２３．議案第２４号

○議長（松山 力弥） 日程第２３、議案第２４号須恵町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第２４号須恵町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和６年１２月２７日に公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容としましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報酬金の勤務年数区分に、新たに３５年以上の区分を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしています。

経過措置としまして、条例別表の規定は、令和７年４月１日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第24．議案第25号

日程第25．議案第26号

日程第26．議案第27号

日程第27．議案第28号

日程第28．議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、日程第28、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について。以上、5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第25号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第25号、令和7年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和7年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億9,000万円と定める。前年度と比較しますと7億9,000万円、6.1%の増となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表、地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。

一時借入金、第4条で、一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で、給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表、歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から、構成比が多いものから順に3つほど、前年度と比較しながら申し上げます。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します第1款町税は、36億9,604万1,000円、歳入全体の27.0%で、対前年度比3億3,039万5,000円、率で9.8%の増収を見込んでおります。

次に、8ページをお願いします。

10款地方交付税は23億2,100万円、歳入全体の16.9%で、対前年度比1億9,200万円、率で9.0%の増となっております。これは、DX防災減災対策の推進や、地方公共団体の施設の光熱費や施設管理の委託料の増加に対応するための経費、また、常勤職員及び会計年度任用職員に係る給与改定の対応などにより、基準財政需要額が増となるため、普通交付税の増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は25億1,296万8,000円、歳入全体の18.4%で、児童手当国庫負担金や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、就学前教育保育施設整備交付金、公立学校施設整備費国庫負担金などの増額を見込んでいます。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で歳入予算の62.3%となります。

その他、対前年度比で大きく増額しているところを申し上げます。

3款利子割交付金200万円、対前年度比100万円、100%の増。

5款株式譲渡所得割交付金2,300万円、対前年度比1,000万円、76.9%の増。

16款財産収入5,380万3,000円、対前年度比768万3,000円、16.7%の増です。

20款諸収入2億9,561万3,000円、対前年度比1億2,697万1,000円で、75.3%の増です。

以上が主な歳入ですが、安定的な財政運営に必要な財源と言えます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は50.5%、0.2ポイント増加しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は56億8,204万6,000円、歳出全体の41.5%となっております。

対前年度比較は7億7,825万4,000円、15.9%の増となります。児童手当や保育所等整備事業費補助金、障害者支援費、自立支援給付費や保育士派遣業務委託料などが増となっております。

次に、2款総務費27億2,213万9,000円、歳出全体の16.7%、対前年度と比較しまして3億8,906万7,000円、16.7%の増となります。定額減税補足給付金や自治体クラウドサービス提供業務委託料、バス運行委託料などが増になっています。

次に、10款教育費16億6,671万4,000円、歳出全体の12.2%となっています。対前年度比較2億7,732万8,000円、20.0%の増となります。校舎増改築工事請負費や体育館空調整備工事請負費などの新規事業がございます。

次に、4款衛生費12億8,861万7,000円、歳出全体の9.4%、対前年度比1,663万2,000円、1.3%の減となります。定期予防接種業務委託料などが減となっております。

次に、歳出予算を性質別に見て、構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、扶助費35億3,793万9,000円、歳出全体の25.8%となっています。児童手当、障害者支援費、自立支援給付などが増加しています。対前年度比較5億4,457万3,000円、18.2%の増額です。

次に、物件費31億3,787万2,000円、歳出全体の22.9%となっております。自治体クラウドサービス提供業務委託料、バス運行委託料、高齢者新型コロナ予防接種業務委託料、ICT環境整備備品購入費などが増加しています。前年度と比較しまして3億6,223万5,000円、13.1%の増額です。

次に、補助費20億7,811万3,000円、歳出全体の15.2%となっています。定額減税補足給付金や保育所等整備事業費補助金などが増加しています。対前年度比2億3,484万円、12.7%の増額です。

次に、人件費16億783万円、歳出全体の11.8%となっています。9,414万2,000円、6.2%の増額です。

次に、12ページ、第2表、地方債でございます。

地方債は8件、限度額の合計は5億5,470万円です。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりです。

13ページをお願いします。

第3表、債務負担行為でございます。債務負担行為は5件、限度額の合計は4億3,184万9,000円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 冒頭、提案理由の説明を求めるときに、議案第25号を26号と間違えましたので、訂正させていただきます。誠に、申し訳ございませんでした。

次に、議案第26号及び議案第27号について。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第26号、令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和7年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,200万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

歳入でございます。

7ページをお願いいたします。

主なものを御説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税4億6,608万7,000円、対前年度との予算額比較で2,055万円、4.2%の減です。令和6年度中の被保険者数の推移と調定額を基に計上しております。

4款1項県補助金21億8,254万7,000円、対前年度比較は3,751万3,000円、1.7%の減でございます。これは、保険給付費等県交付金で、市町村が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものです。

5款1項他会計繰入金2億3,920万5,000円、対前年度比較、2,388万7,000円、9.1%の減でございます。被保険者数の減少に伴い、保険基盤安定繰入金等が減となっております。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

1款総務費2,620万3,000円、対前年度比較6.7%の増です。制度改正、郵便料金の改定等により、通信運搬費等が増となっております。総務費は、人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための事務費でございます。

2款保険給付費21億3,339万9,000円、対前年度比較1.8%の減です。

1款療養諸費、2款高額医療費が主なものですが、被保険者の減少に伴い減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金6億9,190万1,000円、対前年度比較6.3%の減です。

こちらは、県全体の保険給付費について、国、県等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県に納付するものでございます。

5款保健事業費3,742万6,000円、対前年度比較9.7%の増です。いずれも、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制するための保健事業費予算、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は、以上でございます。

続けて、議案第27号でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和7年度特別会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の53ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,900万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしております。

55ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものを説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料3億7,580万円、対前年度比較8.1%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金1億4,311万2,000円、対前年度比較3.4%の増でございます。内容は、人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

56ページをお願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

1款1項総務管理費984万7,000円、対前年度比較2.2%の増で、内容は職員人件費が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5億679万円、対前年度比較6.8%の増でございます。

内容は、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納したものを広域連合へ納付するもので、

被保険者の増加に伴い増額となっております。

以上、令和7年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第28号及び議案第29号について、榎藤上下水道管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、水道事業会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和7年度水道事業会計予算書で説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水戸数1万1,600戸、こちらは前年度と同数です。
- 2、年間総給水量285万9,000立方メートル、前年度比2.8%増の見込みです。
- 3、年間有収水量272万4,000立方メートル、前年度比2.4%増の見込みです。
- 4、1日平均給水量7,832立方メートル、前年度比2.8%増の見込みです。
- 5、建設改良事業費2億299万8,000円、前年度比41.4%増の見込みです。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億8,006万8,000円、前年度比0.6%の増、これは水道使用料の増によるものです。

支出、第1款水道事業費6億2,142万3,000円、前年度比1.6%の減、これは主に新砂入替業務を隔年実施としており、令和7年度は未実施であるためです。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入2,915万5,000円、前年度比88.1%の増、これは下水道工事に伴う工事負担金の増によるものです。

支出、第1款資本的支出2億8,629万円、前年度比27%の増、これは配水管等施設改良工事及び下水道工事に伴う工事請負金の増によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,713万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填しております。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費9,330万円。

2、交際費10万円。

第6条、たな卸資産の購入限度額、棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。こちらは水道メーターの購入の限度額です。

水道事業会計は、以上でございます。

続きまして、議案第29号についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、下水道事業会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和7年度下水道事業会計予算書で説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度須恵町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総処理水量216万1,206立方メートル、前年度比9.1%増の見込みです。

2、排水戸数9,129戸、前年度比2.1%増の見込みです。

3、建設改良事業費5億998万4,000円、前年度比39.7%増の見込みです。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益9億2,662万3,000円、前年度比24.2%の減。これは主に一般会計からの出資金の減によるものです。

支出、第1款下水道事業費7億9,411万6,000円、前年度比1.9%の減。これは主にマンホールポンプの修繕費の減によるものです。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入6億3,001万9,000円、前年度比26.9%の増。これは主に公共下水道事業債の借入額増によるものです。

支出、第1款資本的支出9億6,511万2,000円、前年度比17.4%の増。これは主に管渠築造工事費の増によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,509万

3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,079万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,593万3,000円、利益剰余金処分類7,836万3,000円で補填するとしております。

第5条、企業債、起債の目的は合計4件で、限度額の合計は4億5,980万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりとなっております。

第6条、一時借入金、一時借入金の限度額は1億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費。次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費4,019万2,000円。

第8条、他会計からの補助金、下水道事業に助成するため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億1,000万円とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第25号から議案第29号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第29号までは、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第29．諮問第1号

○議長（松山 力弥） 日程第29、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求める。

住所、須恵町大字上須恵776番地3、氏名、岡本省二、生年月日、昭和30年1月1日、任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日まで。

提案理由の説明といたしまして、人権擁護委員、岡本省二氏が令和7年6月30日をもって任期満了のため、その後任を推薦するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時45分より広報特別委員会を開催しますので、第3委員会室に御集合を願います。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これで散会します。

午後1時34分散会
